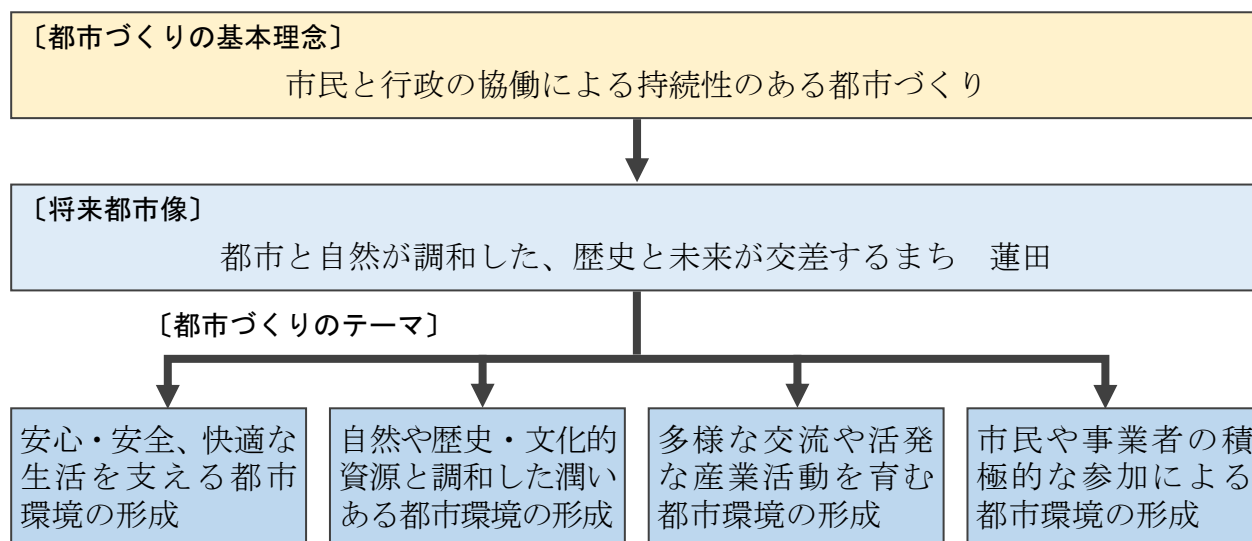


第4章

都市づくりの目標

第1節 都市づくりの理念

●都市づくりの理念（枠組み）



1. 都市づくりの基本理念

都市づくりに対する基本的な姿勢を示す基本理念を、次のように設定します。

『市民と行政の協働による持続性のある都市づくり』

（※市民には、事業者・団体等を含みます。）

これまで「市民と行政の連帯による環境重視の都市づくり」を都市づくりの基本理念として、都市づくりに取り組んできました。この基本理念は「これまでの人口増加や開発需要への対応を主とした都市づくりから、自然環境と都市環境とのバランスに配慮しながら、それぞれの環境の質を高め充実させていく」ことを目指し、そのためには「行政主導ではなく市民と連携した取組」が必要だとするものでした。

近年の「環境問題の深刻化」「市民のまちづくりの主体としての意識の高まり」を勘案すれば、上記の方向性は重要性を増しています。加えて「人口の減少・高齢化の進展」に対応して、安定的に市民の生活を支えていくことのできる都市づくりが必要とされています。

以上から、「協働」により、環境重視に加えて少子・超高齢社会における市民の安定した生活を支える「持続性のある都市」の実現を目指すものとします。

2. 将来都市像

都市づくりにおける将来あるべき都市の姿を示す将来都市像を、次のように設定します。

『都市と自然が調和した、歴史と未来が交差するまち 蓮田』

市内に数多く残る埋蔵文化財や国指定史跡黒浜貝塚などの価値を市民と共有し、郷土の文化財を次世代に受け継ぐ「蓮田」への郷土愛を育みます。

快適で安心・安全な都市環境と豊かで潤いのある自然環境が整い、古来ひとが住み続けてきた住みよい場所で、活発な交流・産業活動が未来へ持続する都市の実現を目指します。

3. 都市づくりのテーマ

まちづくりの総合的な課題を踏まえて、都市づくりを具体的に展開していく際の基本目標を示す都市づくりのテーマを定めます。

都市づくりのテーマは、次のとおりです。

- 安心・安全、快適な生活を支える都市環境の形成

安心・安全、快適な居住環境を整備し、誰もが暮らし続けることのできる蓮田市を目指します。

- 自然や歴史・文化的資源と調和した潤いある都市環境の形成

自然や歴史・文化的資源を大切に守り伝えていくとともに、新たな魅力づくりに生かし、自然や歴史・文化のかおる蓮田市を目指します。

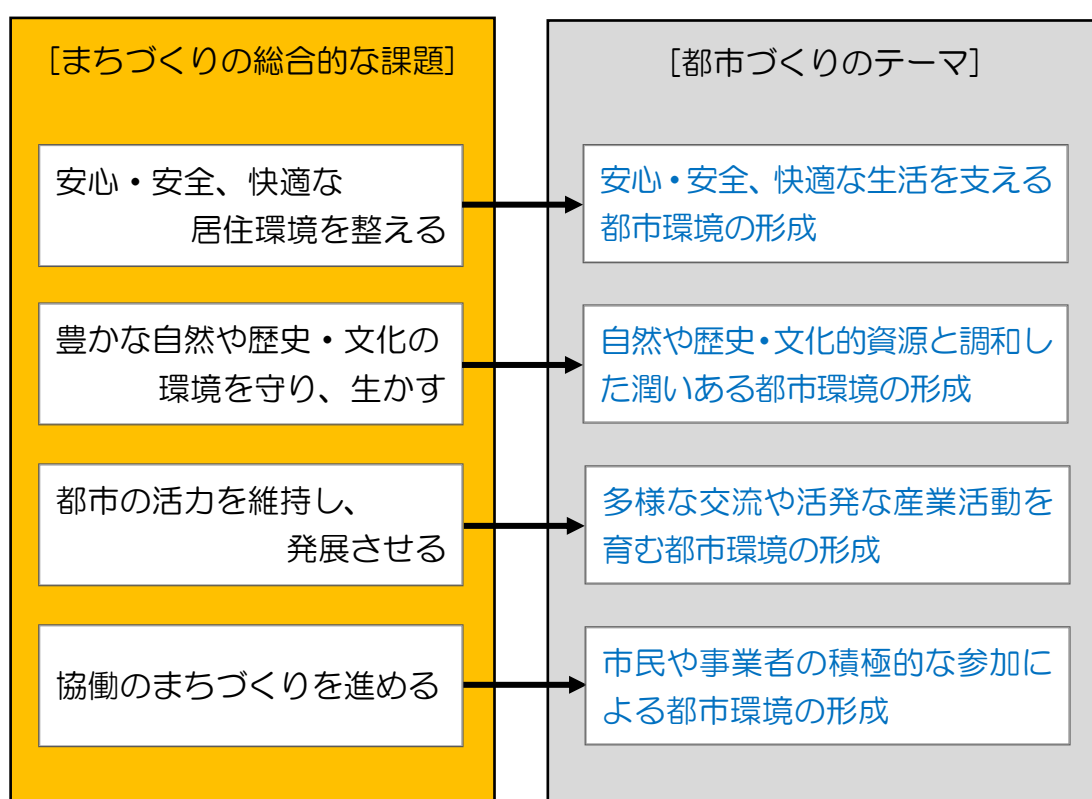
- 多様な交流や活発な産業活動を育む都市環境の形成

都心に近いという位置特性や高速道路ネットワークの利便性を生かして、産業活動や人々の交流を活発にし、活力ある蓮田市を目指します。

● 市民や事業者の積極的な参加による都市環境の形成

市民や事業者（民間企業・各種団体など）と行政とがこれまで以上に連携を深め、生活者の視点に立ったまちづくりを進めることにより、協働のまちづくりを実現する蓮田市を目指します。

● まちづくりの総合的な課題と都市づくりのテーマ



第2節 人口の目標

蓮田市人口ビジョンでは、将来の人口を以下のように推計しています。

●蓮田市の将来人口（蓮田市人口ビジョン）

		平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
総人口 (人)		63,474	63,309	62,380	61,600	59,670	56,292
年齢別 構成比 (%)	0～14 歳	12.6	12.4	11.6	11.0	12.5	13.7
	15～64 歳	69.2	64.0	58.9	57.0	56.3	52.6
	65 歳以上	18.2	23.6	29.5	32.0	31.2	33.7

※1：平成 17 年（2005 年）～平成 27 年（2015 年）は国勢調査による実績値、令和 2 年（2020 年）は住民基本台帳（令和 2 年 10 月 1 日）による実績値

※2：令和 12 年（2030 年）、令和 22 年（2040 年）は蓮田市人口ビジョンによる推計値

この推計値は市政運営の基本となるものであり、第 5 次総合振興計画[計画期間平成 30 年（2018 年）～令和 9 年（2027 年）]で使用しています。都市計画マスタープランにおいても、この値を人口の目標として位置づけます。

以上から、「蓮田市都市計画マスタープラン」の中間目標年次及び目標年次の人口を以下のように設定します。

中間目標年次 — 令和12年（2030年）：59,700人

目 標 年 次 — 令和22年（2040年）：56,300人

●参考（平成 13 年度策定時の都市計画マスタープランの人口フレーム）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年（平成 32 年）
推計人口	65,700	66,800	67,300	67,600	67,700（61,800）
開発人口	0	3,000	6,000	9,000	12,000（2,000）
合計値	65,700	69,800	73,300	76,600	79,700（63,800）
人口フレーム（想定値）	66,000	70,000	73,000	77,000	80,000（64,000）
人口（実績値）	64,386	63,474	63,309	62,380	61,600

※令和 2 年の（ ）書きは平成 27 年改定時の想定値

※平成 12 年～平成 27 年の人口（実績値）は国勢調査による実績値、令和 2 年は住民基本台帳（令和 2 年 10 月 1 日）による実績値

前都市計画マスタープラン策定時（平成13年）における目標年次（令和2年）の人口フレーム（推計人口＋開発人口）は、80,000人を想定していました。

この人口フレームは、市の市街化区域面積を634haから945haまで拡大するという想定のもと設定しました。

市では実現に向けた様々な施策を行ってきましたが、その後の20年間で国全体が超高齢化・人口減少社会を迎えたこと、本市においても人口の減少が進んだことなどにより、想定値と実績値にかい離が生じました。

今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、都市機能を集約して極力人口減少を抑えながら人口密度を維持し、将来に渡って持続可能なまちづくりを目指します。

第3節 将来都市構造

1. 都市構造形成の基本的な考え方

本市の都市構造を大きく変化させる開発・基盤整備は、前都市計画マスタープランで位置づけられていたため、都市構造はこれまで目指していた構造を基本としますが、以下のような内容について新たに位置づけます。

(1) コンパクトな都市づくり

全国的に、人口減少と少子・高齢化が進んでいます。これらにより都市における活動に対する様々な影響が予想されています。そのため、無秩序な都市化を抑制し、徒歩や公共交通等で移動できる範囲に、店舗や公共施設などを集めていくというコンパクトな都市づくりが求められています。

本市においてもこのような都市づくりに積極的に取り組むことが必要であり、以下のような視点から都市構造を形成していきます。

〔市街化調整区域の居住系土地利用の位置づけの明確化〕

市街化調整区域のうち、農村集落地及び既存の住宅団地を中心に都市計画法第34条第12号に基づく既存集落の区域に指定しています。

前計画ではこの地区については、将来的に都市的な活用の検討が必要な地区と現在の環境を保全していく区域を混在して位置づけていました。今後、人口は減少していくことが想定されることから、自然環境と調和した居住環境の保全を図る集落地としての位置づけを明確にします。

〔コンパクトな都市の構造の明確化〕

本市では、平成12年(2000年)をピークに人口は減少傾向にあり、これからの人口減少や少子・高齢化が進んでいくことが見込まれます。これらが進行することにより様々な影響が生じることが想定され、無秩序な都市化を抑制し、徒歩や公共交通等で移動できる範囲に、店舗、病院、公共施設などを集めていくことが必要です。

そのため、地域生活拠点を中心とする生活のまとまりに応じた生活圏が、蓮田駅周辺市街地の都市拠点とネットワークする構造を明確にします。

- 都市拠点、生活拠点
- 地域生活軸、中心市街地環状軸

(2) 新たなエリア等の位置づけ

第5次総合振興計画等との整合を図るため、新たなエリア等の位置づけを明確化します。

- 新サービスエリア周辺をS I C活用エリアとして位置づける
- 独立行政法人国立病院機構東埼玉病院周辺を文化・スポーツエリアとして位置づける
- 道の駅整備検討エリアを位置づける
- 産業集積誘導エリアを位置づける



2. 将来都市構造

(1) 土地利用

土地利用は、土地利用の基本的な枠組みとして4つのゾーン（「都市的ゾーン」「集落的ゾーン」「農業的ゾーン」「緑の拠点ゾーン」）を定め、その枠組みの上に5つのエリア（「文化・スポーツエリア」「工業・物流エリア」「S I C活用エリア」「産業集積誘導エリア」「道の駅整備検討エリア」）を設定します。

① 都市的ゾーン

都市的ゾーンは、市街化区域を中心に、居住機能、商業・業務機能、工業機能、流通業務機能、レクリエーション機能などの都市機能の充実を図るゾーンとします。

② 集落的ゾーン

集落的ゾーンは、市街化調整区域の農村集落地及び既存の住宅団地を中心とし、無秩序な開発等を抑制し、自然環境と調和した居住環境の保全を図るゾーンとします。

③ 農業的ゾーン

農業的ゾーンは、一団のまとまった農地を中心に、良好な農業の生産環境の維持・向上を図るゾーンとします。

④ 緑の拠点ゾーン

緑の拠点ゾーンは、国指定史跡黒浜貝塚や緑のトラスト保全第11号地黒浜沼等の一団の緑地を中心に、豊かな自然と触れ合うことのできるゾーンとします。

⑤ 文化・スポーツエリア

文化・スポーツエリアは、総合市民体育館（パルシー）、総合文化会館（ハストピア）及び独立行政法人国立病院機構東埼玉病院周辺を中心に、文化活動及びスポーツ・レクリエーション機能の拡充を図るエリアとします。

⑥ 工業・物流エリア

工業・物流エリアは、整備済みの工業・物流用地における操業環境を保全するエリア及び高虫西部地区を中心に、農業的土地利用から都市的土地利用へと転換し、新たな工業・物流基盤の整備を図ることで周辺地域の活性化を図るエリアとします。

⑦ S I C活用エリア

S I C活用エリアは、蓮田サービスエリア（上り線）のスマートインターチェンジ隣接地を中心に、高速道路ネットワークの利便性を生かした機能の育成を図るエリアとします。

⑧ 産業集積誘導エリア

産業集積誘導エリアは、市域の東側及び北側の交通の利便性の高い地域を中心に、この立地条件を生かした新たな産業の集積を目指すエリアとします。

⑨ 道の駅整備検討エリア

道の駅整備検討エリアは、主要地方道さいたま栗橋線と（仮称）北部道路間の国道122号沿線を中心に、魅力発信の核となる道の駅等の整備を目指すエリアとします。

（2）都市の拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次のような交流や活動の拠点を配置し、育成していきます。

① 都市拠点

蓮田市の玄関口となる蓮田駅周辺の市街地を中心に都市拠点として位置づけ、都市基盤整備の水準を向上させ、商業・業務機能、行政施設や子育て支援施設を始めとする高次な都市機能の集積を誘導します。

② 行政拠点

市役所が立地する地区を行政拠点として位置づけ、行政施設の集約化や機能の強化を図ります。

③ 地域生活拠点

生活圏のまとまりに対応して、地域住民の生活と地域間交流を支える地域生活拠点を位置づけ、身近な生活利便施設や中学校区レベルの公共公益機能の集約等を図ります。

④ 交通拠点

蓮田駅及びその周辺、蓮田サービスエリア（上り線、下り線）周辺を交通拠点として位置づけ、交通機能の保全・強化を図ります。

(3) 都市の軸

次のような都市の軸を配置し、都市を支える軸の機能を強化していきます。

① 広域交通軸

本市にとどまらず広域的な都市圏の連携を強化するための交通基盤として、国道 122 号、主要地方道さいたま栗橋線、主要地方道行田蓮田線、構想路線である（仮称）北部道路を広域交通軸として位置づけ、整備促進や拡幅整備等により機能の強化を図ります。

② 地域生活軸

地域生活拠点を支えるとともに拠点間及び都市拠点を結ぶ道路を地域生活軸として位置づけ、拡幅整備等により機能の強化を図ります。

③ 中心市街地環状軸

蓮田駅周辺の中心市街地にあって、鉄道東西の連絡を含め中心市街地を支える道路を中心市街地環状軸として位置づけ、拡幅整備等により機能の強化を図ります。

④ 水の軸

元荒川、綾瀬川、見沼代用水の水辺空間を水の軸と位置づけ、本市の魅力を高めるための水と緑の潤い空間を形成します。

(4) 地下鉄7号線

地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）は、平成 28 年 4 月 20 日に交通政策審議会において蓮田市までの延伸が答申されています。今後、都市づくりに対する影響や効果等を把握し、路線や駅位置等の具体化に合わせ、沿線区域における土地利用の在り方等について、関係機関等との調整を図りながら十分に検討していきます。

●将来都市構造図

